

船舶事故調査報告書

令和4年5月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	漁網損傷
発生日時	令和3年7月15日 05時21分ごろ
発生場所	愛媛県四国中央市三島川之江港北方沖 三島川之江港村松防波堤西灯台から真方位011° 2.8海里付近 (概位 北緯34° 03.1′ 東経133° 32.8′)
事故の概要	貨物船 ^{おおしまかず} 大島一丸は、南進中、また、漁船 ^{こういち} 第3幸一丸は、流し網の揚収作業中、大島一丸が同網の上を通過し、同網が切損した。
事故調査の経過	令和3年10月11日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 大島一丸、499トン 141009、メインパピルス株式会社（船舶所有者）、株式会社イコーズ（船舶借入人） B 漁船 第3幸一丸、4.9トン EH3-33986（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級（航海） B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A なし B 流し網に切損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期 太陽の高度及び方位：高度 4.0°、方位 066.5° 日出時刻：05時09分
事故の経過	A船は、船長Aほか4人が乗り組み、レーダー及びGPSプロッターを作動させ、船長Aが単独で操船に当たり、三島川之江港に向けて約10ノットの対地速力で自動操舵により南進中、船長Aが、右舷船首方（南西方）約300mに停船中のB船を認めたが、底引き網漁などの操業船と思って航行を続けた。 船長Aは、その後、船首方約50mに旗の付いたブイ（以下「本件ブイ」という。）を視認し、B船につながれていない刺し網などの漁網だと思って右転して、本件ブイ及びB船の間を航行した。 船長Aは、入港待ちをしようと錨泊したところ、B船が接舷してきて、B船の流し網（以下「本件流し網」という。）を切断したことを知った。 船長Aは、本事故発生場所付近を航行した経験はほとんどなく、航行警報などで聞いたことがなかったので、流し網漁の漁船が操業する

	<p>ことを把握していなかった。</p> <p>船長Aは、本事故当時、B船の黄色点滅灯及び本件流し網の浮子^{あぼ}などは確認できず、また、B船から汽笛などの音を聞き取れなかった。</p> <p>A船は、喫水が船首約2.28m、船尾約3.50mであった。</p> <p>B船は、船長Bほか1人が乗り組み、黄色点滅灯を表示し、本件流し網の揚収作業を行っていた。</p> <p>船長Bは、右舷船首方に視認した南進中のA船が、約1,000mの距離になっても船尾方の本件流し網に向かっていたので、電子ホーンを吹鳴したが、A船が南進を続け、どうすることもできず、本件流し網が切断された。</p> <p>B船は、本件流し網に、長さ約20cm、直径約7cmの浮子を約80cm間隔で、本件ブイを末端に付けていた。</p>
<p>分析</p>	<p>A船は、南進中、船長Aが、流し網漁の操業が行われている海域であることを把握しておらず、B船を視認後、本件ブイを視認した際、B船につながれていない刺し網などの漁網だと思ってB船の方に右転し、本件ブイ及びB船の間を航行したことから、本件流し網の上を通過し、切断したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、本事故発生場所付近を航行した経験がほとんどなく、また、航行警報などで聞いたことがなかったことから、本事故発生場所付近で、流し網漁の操業が行われていることを把握していなかったものと考えられる。</p> <p>本事故当時、船長Aは、船首方約50mに本件ブイを視認した際、太陽高度が約4°であったことなどから、水表面の浮子の判別が困難な状況にあった可能性があると考えられる。</p> <p>船長Aが、B船の黄色点滅灯及び汽笛を確認できなかった理由については、明らかにすることができなかった。</p> <p>B船は、黄色点滅灯を表示し、本件ブイが末端に付けられている本件流し網の揚収作業中、船長Bが、本件流し網に接近するA船に対して電子ホーンを吹鳴したものの、A船が本件ブイとの間を航行したことから、本件流し網が切断されたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船が南進中、B船が本件流し網の揚収作業中、船長Aが、流し網漁の操業が行われている海域であることを把握しておらず、B船を視認後、本件ブイを視認した際、B船につながれていない刺し網などの漁網だと思ってB船の方に右転し、本件ブイ及びB船の間を航行したため、本件流し網の上を通過し、切断したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、瀬戸内海には、海域により各種の漁が行われているので、航行海域で行われている漁法について事前に調査し、漁具を

十分に回避して航行すること。

- ・ 船長は、早朝などは、小型の浮子などが見えにくいことを考慮して、漁船及び付近のブイなどの位置関係に留意しつつ、漁船及び漁具を適切に避航すること。
- ・ 長い漁具をえい航して漁を行う漁船の船長は、通航船舶の船長が浮子などを見落とす場合があることを考慮し、当該漁網を認識し易い標識などを、一定の間隔で設置することが望ましい。